○建設工事共同企業体運用基準について

平成13年3月22日 建情第2289号 各関係部局長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

[沿革] 平成15年3月27日建情第863号、17年3月31日第1603号、19年9月6日第633号、20年3月10日第1337号、21年3月4日第1307号、22年3月31日第1168号、23年3月30日第1339号、27年3月19日建管第2600号、令和元年6月24日第516号、3年3月31日第1809号、4年1月26日第1188号改正

道が発注する建設工事において活用する建設工事共同企業体の運用基準を別添のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、平成6年4月6日付け管理第32号「建設工事共同企業体の運用基準及びその取扱い について」は廃止します。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設企画室建設情報課工事管理係

(別添)

建設工事共同企業体運用基準

1 基準の趣旨

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であるが、特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常企業体」という。)を活用する場合の基準とすべき事項を示すものである。

2 特定企業体の運用基準

(1) 対象工事

特定企業体は、大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、条件付一般競争入札及び予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札に付する工事を対象とする。

- (2) 結成方法
 - (1)の対象工事ごとに、自主結成とする。
- (3) 特定企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

特定企業体と対象工事の施工能力を有すると認められる単体企業との混合による入札を原則とする。

ただし、特定企業体のみによる入札は、特に大規模で技術的難度の高い特殊な工事に限るものとする。

(4) 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

- ア 構成員数は同一資格又は異なる資格の資格者による2社又は3社であること。
- イ すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。ただし、 異なる資格の資格者による組合せの場合を除く。
- ウ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (5) 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとするが、クの要件については、構成員が 3社の場合、2社以上が要件を満たすこととすることができる。

- ア 発注工事の対応する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な 資格を有しており、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類 ごとに定める許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加 資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、 農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者 指名停止事務処理要領の制定について」)第2第1項の規定による指名競争入札に関す る指名を停止されていないこと。
- ウ 競争入札参加等除外措置要領(平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政 策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「競争入 札参加等除外措置要領の制定について」)の規定により、競争入札等への参加を除外さ れていないこと。
- エ アの資格審査の際における競争入札参加資格関係事務取扱要領(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」)別表第2第5第1項第1号により算定した客観的要素の評定数値が、別に定める評定数値以上であること。
- オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、 手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 最上位等級に格付けされている者同士の組合せであること。
- キ 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

なお、予定価格の額が5億円未満である場合には、構成員の1社以上が北海道内に主たる営業所(建設業許可申請書別表又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号別表又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。)を有するものとする。

- ク 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工 実績があること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号)が適用となる工事の場合にあっては、過去20年間の 元請としての施工実績とする。
- ケ 発注工事に対応する許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置できること。
- コ 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しく

は人的関係がないこと。

- サ 当該入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係 又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- シ 構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員として当該入札に参加する者でない こと。

(6) 代表者の要件

代表者は、次の要件を満たすものとする。ただし、異なる業種の資格者による組合せの場合を除く。

ア 出資比率が構成員中最大であること。

イ 最大の施工能力を有する者とする。ただし、予定価格の額が5億円未満である場合に は、この限りでない。

3 経常企業体の運用基準

(1) 対象工事

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することなどを目的に結成された経常企業体は、予定価格の額が3億円未満の制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する工事のうち、効果的な共同施工の確保を図るため、適正な規模の工事を対象とする。

(2) 結成方法及びその回数

結成方法は自主結成とし、一つの企業が登録機関ごとに登録することができる回数は、 資格の種類ごとに1回とする。ただし、異なる資格の組合せによる経常企業体(以下「乙型」という。)の結成回数は、異なる資格の組合せごとに1回とする。

(3) 経常企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

経常企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、経常企業体と単体企業との混合入札とする。ただし、乙型については、原則、混合入札は行わないこととする。

(4) 経常企業体の要件

経常企業体は、次の要件を満たすものとする。

- ア 構成員数は、同一業種の資格者による場合は2社又は3社とし、乙型の場合は分担する工事の資格の種類の数と同一であり、かつ、2社又は3社とする。
- イ すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。 ただし、乙型の場合を除く。
- (5) 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- ア 入札参加を希望する工事区分に対応する政令第167条の5第1項の規定により知事が 定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有する単体企業又は協業組合で あること。
- イ 原則として同等級に格付けされている者同士若しくは直近等級に格付けされている者 との組合せであること。
- ウ 北海道内に主たる営業所を有すること。ただし、乙型の場合は、北海道内に建設業法 第3条第1項に規定する営業所を有することとすることができる。
- (6) 入札参加の要件

経常企業体は、イ、カ及びキの要件を満たすものとし、構成員は、アからオ及びクか

らコの要件をすべて満たすものとする。

なお、オの要件については構成員の1社以上が満たすこと。ただし、乙型の場合は除くものとする。

ア 入札参加を希望する工事区分に対応する建設業法における建設工事の種類ごとに定める許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

なお、乙型の場合における工事区分については、分担する工事の区分ごととする。

- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加 資格者指名停止事務処理要領第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停 止されていないこと。
- ウ 競争入札参加等除外措置要領の規定により、競争入札等への参加を除外されていない こと。
- エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- オ 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工 実績があること。

なお、乙型の場合における発注工事については、分担する工事の区分ごととする。

カ 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。)を工事現場に専任で配置できること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

なお、乙型の場合は、各構成員が分担する工事の金額により監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任又は兼任で配置を行うこととする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、技術者の専任は要しないものとする。

- キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ク 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しく は人的関係がないこと。
- ケ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は 人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- コ 構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として入札に参加する者でないこと。

4 資格審査

(1) 特定企業体

対象となる工事を所管する部長又は部局長は、入札の公告等において競争入札の参加 要件として定めるとともに、次の事項を明示し、これにより資格審査申請を行わせるもの とする。

また、申請書を受理した場合は、適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するも

のとする。

- ア エ事名
- イ 工事場所
- ウ 工事内容
- エ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- オ 特定企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術要件等
- カ その他部長又は部局長が必要と認める事項

(2) 経常企業体

当該企業体が希望する登録機関において申請書を受理し、審査担当部長が適格事項を 審査の上、申請者及び登録機関にその結果を通知するものとする。ただし、乙型の場合は、 対象となる工事を所管する部長又は部局長が適格事項を審査し、申請者にその結果を通知 するものとする。

(3) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 特定企業体

- (7) 競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- (イ) 共同企業体協定書(別記第3号様式、別記第4号様式)

イ 経常企業体

- (7) 競争入札参加資格審査申請書(別記第2号様式)
- (イ) 共同企業体協定書(別記第6号様式、別記第8号様式)

5 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

6 経常企業体の解散

経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、部長又は部局長を経由して審査 担当部長に解散届を提出させるものとする。

7 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)のほか、経常企業体(甲型)にあっては経常建設共同企業体附属協定書(甲)(別記第7号様式)を、特定企業体(乙型)にあっては特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別記第5号様式)を、経常企業体(乙型)にあっては経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別記第9号様式)を、それぞれ添付させるものとする。
- (3) 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

8 様式

共同企業体に係る様式は、別記によるものとする。

9 雑則

- (1) この運用基準に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長又は建設部長が定めるものとする。
- (2) この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度知事の承認を得て別段の定めをすることができる。